

20201201 郵送受理

処 分 通 知 書

令和 2 年 11 月 30 日

今 井 豊 殿



検事

上 村



貴殿から令和 2 年 8 月 4 日付けで告訴のあった次の被疑事件は、下記のとおり、処分したので通知します。

記

H II

- 1 被 疑 者 高橋 伸二, 原田 英明, 福島 翔也
- 2 罪 名 名誉毀損
- 3 事 件 番 号 令和 2 年検第 1729, 1730, 1731 号
- 4 処 分 年 月 日 令和 2 年 11 月 30 日
- 5 処 分 区 分 不起訴

2020/2/23 郵送受理

不起訴処分理由告知書

令和2年12月22日

今井 豊 殿



上村



貴殿の請求により下記のとおり告知します。

記

H II

貴殿から令和2年8月4日付けで告訴のあった 高橋伸二, 原田英明, 福島翔也 に対する 名誉毀損 被疑事件の不起訴処分の理由は, 次のとおりです。

(不起訴処分の理由)

罪とならず